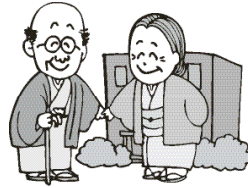


「国民健康保険」「老人保健」の医療制度が変わります



問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111
 国民健康保険 (内線261・216)
 老人保健 (内線227・217)

国民健康保険に加入している70歳以上の方と老人保健を受けている方へ
10月からお医者さんにかかるときの自己負担が変わります

変更その1

⇒自己負担割合が変わります

現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に変更になります。
 一定以上所得者以外の方は、1割のまま据え置かれます。

区分	説明	自己負担割合		備考
		9月30日まで	10月1日から	
現役並み所得者	月収28万円以上 (サラリーマンの場合) 課税所得145万円以上 年収ベース ⇒〔520万円以上(夫婦2人世帯)〕 〔383万円以上(単身世帯)〕	2割	3割	現役世代と同様
一般	現役並み所得者・低所得者以外の高齢者	1割	1割	据え置き
低所得者	II 住民税非課税世帯	1割	1割	据え置き
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	1割	1割	据え置き

変更その2

⇒自己負担限度額が変わります

1か月の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
 この自己負担限度額が、低所得者に配慮しつつ、一部引き上げられます。

区分	自己負担限度額			
	9月30日まで		10月1日から	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% 〔40,200円〕	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者	II	8,000円	24,600円	8,000円
	I		15,000円	15,000円

※〔〕内の額は、多数該当(過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当)の場合の限度額です。

国民健康保険に加入している70歳未満のみなさまへ 高額療養費制度における自己負担限度額の改正

区分	自己負担限度額	
	9月30日まで	10月1日から
上位所得者	139,800円+ (医療費-466,000円)×1% 〔77,700円〕	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 〔83,400円〕
一般	72,300円+ (医療費-241,000円)×1% 〔40,200円〕	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕
低所得者	35,400円 〔24,600円〕	35,400円 〔24,600円〕

※〔〕内の額は、多数該当(過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当)の場合の限度額です。

**国保加入者の皆さんへ
 第3期
 すいすい健康教室
 受講生募集**

これからの生活をいきいきと健康やかに過ごす知恵を身につけていただけるよう、健康教室を開講します。

プールでの全身を使った予防運動や運動室での健康予防体操などを取り入れますので楽しみながら受講できます。

特に、男性の参加をお待ちしています。

対象者 国民健康保険加入者の方
募集期間 9月19日(火)～29日(金)
募集人数 30人(先着順)
 ※新規申込を優先します

ところ コパンスポートクラブ
 高浜(図書館西100m)
受講料 1,000円
 ※納付方法は、別途開講案内で知します。
 ・受講料納入後は、キャンセルされても返還できません。
 ※プールで使用する水泳帽子・水着・タオルは各自で用意してください。

申込方法 市民窓口グループへ来庁されるか、電話で申し込んでください。

開校日・内容(全8回)

開講日	内 容
10月26日(木)	すいすい健康体操 (ストレッチと基礎運動)
11月 2日(木)	すいすい健康水泳(プール) (泳がない水中トレーニング)
11月 9日(木)	腰痛予防水中運動(プール) (腰周り中心水中運動)
11月16日(木)	肩こり解消体操 (上半身中心ストレッチと筋力トレーニング)
11月23日(木)	膝痛予防のための水中運動(プール) (下半身中心水中運動: アクアウォーキング)
12月 7日(木)	青竹健康体操 (ストレッチ体操及び青竹踏み)
12月14日(木)	肥満解消水中運動(プール) (やさしいアクアピクス)
12月21日(木)	レクリエーション&リラクゼーション

申込・問合せ先
 市役所市民窓口グループ
 ☎52-1111(内線216・262)